

滑川市宿泊施設立地促進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内において、宿泊施設を営む者又は営もうとする者に対し助成金を交付することにより、観光、ビジネス等で本市を訪れる者の宿泊施設を確保することで、まちの賑わいの創出及び都市機能の充実を図り、もって市内経済の活性化を推進するため、滑川市補助金等交付規則（昭和38年滑川市規則第10号）第21条の規定に基づき、滑川市宿泊施設立地促進助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設及びその同一敷地内の付属施設をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する施設又は宗教活動若しくは政治活動を目的とする事業を行う施設を除く。
- (2) 宿泊施設事業者 宿泊施設を営む者若しくは営もうとする者又は第三者に営ませる者をいう。
- (3) 設備投資額 宿泊施設を整備するために必要な固定資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1項第1号に規定する家屋及び償却資産をいう。）の取得価格（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）の合計額をいう。ただし、国、地方公共団体その他公共機関からの助成又は補償を受けて取得したものを除く。
- (4) 固定資産税相当額 前号の固定資産に係る固定資産課税台帳に登録された施設等の課税標準額に1,000分の15を乗じて得た額をいう。

(交付対象事業及び交付対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内において、30室以上の客室並びに客の応接及び宿泊名簿の記入の用に供されるフロントを備えた宿泊施設を新たに建築し、10年以上継続して営業するもの

(以下「新築対象事業」という。)

(2) 客室並びに客の応接及び宿泊名簿の記入の用に供されるフロントを備え、現に営業している富山県ホテル旅館生活衛生同業組合の市内宿泊施設を改修等(500万円以上の増築、改装、改修、若しくは模様替え又は備品購入をいう。以下同じ。)し、その後も3年以上継続して営業するもの(以下「改修等対象事業」という。)

(3) その他市長が必要と認める事業

2 助成金の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、前項の事業を行う宿泊施設事業者であって、地域環境との調和及び安全の確保に十分配慮し、市街地の活性化、商業・観光振興、災害対策等に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

3 交付対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象としない。

(1) 風営法第2条第5項に規定する事業を営むとき。

(2) 滑川市暴力団排除条例(平成24年滑川市条例第1号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者に該当するとき。

(3) 宿泊施設の建設に当たり、必要な法令等に定めのある手続を経ていないとき。

(4) 公の秩序、善良な風俗又は青少年の健全な育成に反するおそれのある宿泊施設に該当するとき。

(5) 市税を滞納しているとき。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、予算の範囲内において、次に掲げるとおりとする。

(1) 新築対象事業の設備投資額に係る助成金(以下「新築助成金」という。)の額は、設備投資額に100分の20を乗じて得た額とし、1億円を上限とする。

(2) 改修等対象事業の設備投資額に係る助成金(以下「改修等助成金」という。)の額は、設備投資額に100分の20を乗じて得た額とし、1,000万円を上限とする。

(3) 新築対象事業の固定資産税相当額に係る助成金(以下「経営安定助成金」という。)の額は、新築対象事業に係る宿泊施設の営業開始日以降、最初に課税された年度から起算して5年度分を対象に、当該宿泊施設の各年度における固定資産税相当額の合計額とする。

2 助成金の算定において1万円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額をも

って助成金の額とする。

- 3 改修等助成金の交付を受けた者は、10年を経過しなければ再び助成金の交付の申請をすることができない。

(交付対象事業の指定の申請)

第5条 助成金の交付対象事業の指定を受けようとする交付対象者は、滑川市宿泊施設立地促進助成金交付対象事業指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 経費及び積算の内容を確認できる書類（見積書の写し等）
- (3) 宿泊施設の設計図及び宿泊施設の位置を示す図面
- (4) 土地の所有者を特定できる書類（不動産登記事項証明書、賃貸借契約書の写し等）
- (5) 富山県ホテル旅館生活衛生同業組合の施設であることを証する書類（改修等対象事業に限る。）
- (6) 法人登記事項証明書又は住民票（個人事業主の場合に限る。）
- (7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認済証の写し
- (8) 滑川市旅館業の規制等に関する条例（昭和46年滑川市条例第34号）第5条に規定する同意の決定通知書の写し
- (9) 誓約書（様式第3号）
- (10) 法人市民税及び固定資産税に係る納税証明書
- (11) 直近3年分の決算報告書
- (12) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項に規定する申請書及び第1号から第12号までに掲げる添付書類の提出期限は、原則として当該宿泊施設の工事に着手する日の30日前までとする。

(交付対象事業の指定)

第6条 市長は、前条に規定する申請についてその内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に対し滑川市宿泊施設立地促進助成金交付対象事業指定通知書（様式第4号）により助成金交付対象事業の指定を行うものとする。この場合において、助成金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(交付対象事業の営業開始(再開)の届出)

第7条 交付対象事業の指定を受けた者(以下「交付指定者」という。)は、指定を受けた交付対象事業について、営業を開始(再開)したときは、遅滞なく営業開始(再開)届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(交付対象事業の変更の届出)

第8条 交付指定者は、指定を受けた交付対象事業について、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業変更届出書(様式第6号)に必要な書類を添えて、遅滞なく市長に提出しなければならない。

- (1) 交付対象事業の内容を著しく変更した場合
- (2) 第5条第1項の規定により提出した申請書の申請者に変更を生じた場合
- (3) その他市長が必要と認める場合

(交付対象事業の休止又は廃止の届出)

第9条 交付指定者は、指定を受けた交付対象事業を休止し、又は廃止した場合は、遅滞なく事業(休止・廃止)届出書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(交付対象事業の指定の承継の申請)

第10条 交付対象事業の指定の承継を受けようとする者は、当該交付対象事業について、滑川市宿泊施設立地促進助成金交付対象事業指定承継申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(交付対象事業の指定の承継の承認)

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、申請者に対し滑川市宿泊施設立地促進助成金交付対象事業指定承継承認書(様式第9号)により助成金交付対象事業の指定の承継について承認を行うものとする。

(助成金交付の申請)

第12条 新築助成金又は改修等助成金の交付を受けようとする交付指定者は、営業開始(再開)後速やかに滑川市宿泊施設立地促進助成金交付申請書(新築・改修等助成金)(様式第10号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第11号)

- (2) 最新の決算報告書
- (3) 経費及び積算の内容を確認できる書類（請求明細書の写し等）
- (4) 宿泊施設の新築又は改修等に係る代金の支払が確認できる書類（領収書の写し等）
- (5) 宿泊施設の建物の所有者を特定できる書類（不動産登記事項証明書等）
- (6) 宿泊施設の工事完了写真
- (7) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し
- (8) 法人市民税及び固定資産税に係る納税証明書
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 経営安定助成金の交付を受けようとする交付指定者は、原則として第4条第1項第3号の規定による助成対象年度の8月末日までに、毎年度滑川市宿泊施設立地促進助成金交付申請書（経営安定助成金）（様式第12号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 最新の決算報告書
- (2) 宿泊施設に係る固定資産税納税通知書の写し又は当該固定資産課税台帳の写し
- (3) 法人市民税及び固定資産税に係る納税証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

（助成金交付の決定）

第13条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、滑川市宿泊施設立地促進助成金交付決定通知書（様式第13号）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 助成金の交付を受けようとする交付指定者は、前項の助成金の交付の決定を受けたときは、滑川市宿泊施設立地促進助成金請求書（様式第14号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（交付対象事業の指定の取消し等）

第14条 市長は、交付指定者が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、滑川市宿泊施設立地促進助成金交付指定取消し等通知書（様式第15号）により、その指定を取り消し、助成金の交付を停止し、又は既に交付した助成金の全部の返還を命ずることができる。

- (1) 建築基準法第6条第1項に規定する確認済証の交付を受けた日から起算して、

180日以内に当該宿泊施設の建築工事に着手しなかったとき。

(2) 宿泊施設の営業開始（再開）日から起算して新築対象事業にあつては10年を経過する日までに、改修等対象事業にあつては3年を経過する日までに、交付決定の対象となった交付対象事業の休止、廃止、縮小及び申請を行った事項に著しい変更があつたとき。

(3) 交付決定の対象となった事業所をその事業以外の用途に供したとき。

(4) 市税、使用料その他公課を滞納したとき。

(5) 交付対象事業の営業に際し、重大な法令違反等があつたことが明らかになったとき。

(6) 第15条に規定する営業継続報告書の提出を怠ったとき。

(7) その他市長が助成措置を講ずること又は講じたことが不適當であると認めたとき。

2 前項の規定による助成金の返還額は、交付額の全額を返還しなければならない。

ただし、市長が特別に配慮する必要があると認める場合は、この限りではない。

（営業継続報告書の提出）

第15条 助成金の交付を受けた交付指定者は、交付対象事業について、営業を開始（再開）した日の属する年度の翌年度以降、10年を経過するまでの間、営業継続報告書（様式第16号）に必要な書類を添えて、毎年8月末日までに市長に提出しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和16年3月31日限り、その効力を失う。

（経過措置）

3 前項の規定にかかわらず、令和16年3月31日までに第6条の指定を受けた者については、同日後もなおその効力を有する。